

一人ひとりの笑顔でつくる
地域の支え合いでつくる
思いやりの心でつくる

健康福祉
協働福祉
安心福祉

福島町

第3期地域福祉計画

(案)

福島町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
4 関連する計画	2
5 地域福祉とは	3
6 地域福祉推進にあたってのまちの現況	4
第2章 福島町の地域福祉推進の理念	7
1 福祉のまちづくりへの挑戦	7
2 地域福祉の基本的考え方	8
3 施策の体系	9
第3章 地域福祉の進め方	10
1 みんなの元気が支えるまちづくり(支え合い・健康)	10
(1) 支え合い	10
(2) 健康	12
2 みんなで手をつなぐまちづくり(見守り・相談)	14
(1) 見守り	14
(2) 相談	16
3 みんなが笑顔になるまちづくり(情報・安心安全)	19
(1) 情報	19
(2) 安全安心	21
第4章 計画の推進	25
1 地域福祉推進のための圏域設定	25
2 地域福祉への参加	26
3 地域福祉の推進・調整	27
4 計画・取組の周知	27
5 地域福祉の進み具合の評価	28

資料編

策定関係資料

- (1) 策定経過
- (2) 安心生活創造事業推進及び地域福祉計画策定委員会委員名簿
- (3) 設置要綱

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景及び目的

日本全体の人口が急激な少子高齢化の到来により、これまで経験のない人口減少時代を迎え、急速に進む時代の変化とともに住民相互のつながりが希薄化し、地域を取り巻く環境が大きく変化してきております。

こうした状況の中で、国においては、地域住民や地域の多様な主体が、地域の課題などを「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを大切に、地域をともに創っていく社会である『地域共生社会』の実現に向けて、現在様々な制度改正等が進められています。

当町においても、急激な高齢化や少子化が相まって地域や家族で支える力が低下しており、ひとり暮らしの高齢者の問題などが深刻化しています。

町では、第2期計画において、支え合いの中で健康になる（健康福祉）、男性も女性も、高齢者も若者もみんなが協力し合い（協働福祉）、一人ひとりを大切に、みんなが笑顔になる福祉（安心福祉）の実現を目指し、平成27年3月に福島町地域福祉計画（第2期）を策定し、地域福祉施策を進めてきたところであります。

第3期目となる本計画では、一人ひとりの笑顔でつくる（健康福祉）、地域の支え合いでつくる（協働福祉）、思いやりの心でつくる（安心福祉）の実現を目指し、基本的に前計画の基本理念、施策体系を踏襲し、住民相互の助け合い・支え合い活動で“きづな”を深め、まちを“元気”にする福祉のまちづくりを目標とし、「第3期福島町地域福祉計画」を策定するものであります。

2 計画の位置づけ

□地域福祉計画は、社会福祉法第107条（以下「法107条」）に基づく市町村地域福祉計画にあたります。

□福島町地域福祉計画（平成27～31年度、以下「第2期計画」という。）を継承しています。

□福島町総合計画をはじめ、関連する町の計画との整合性を図っています。

3 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間です。

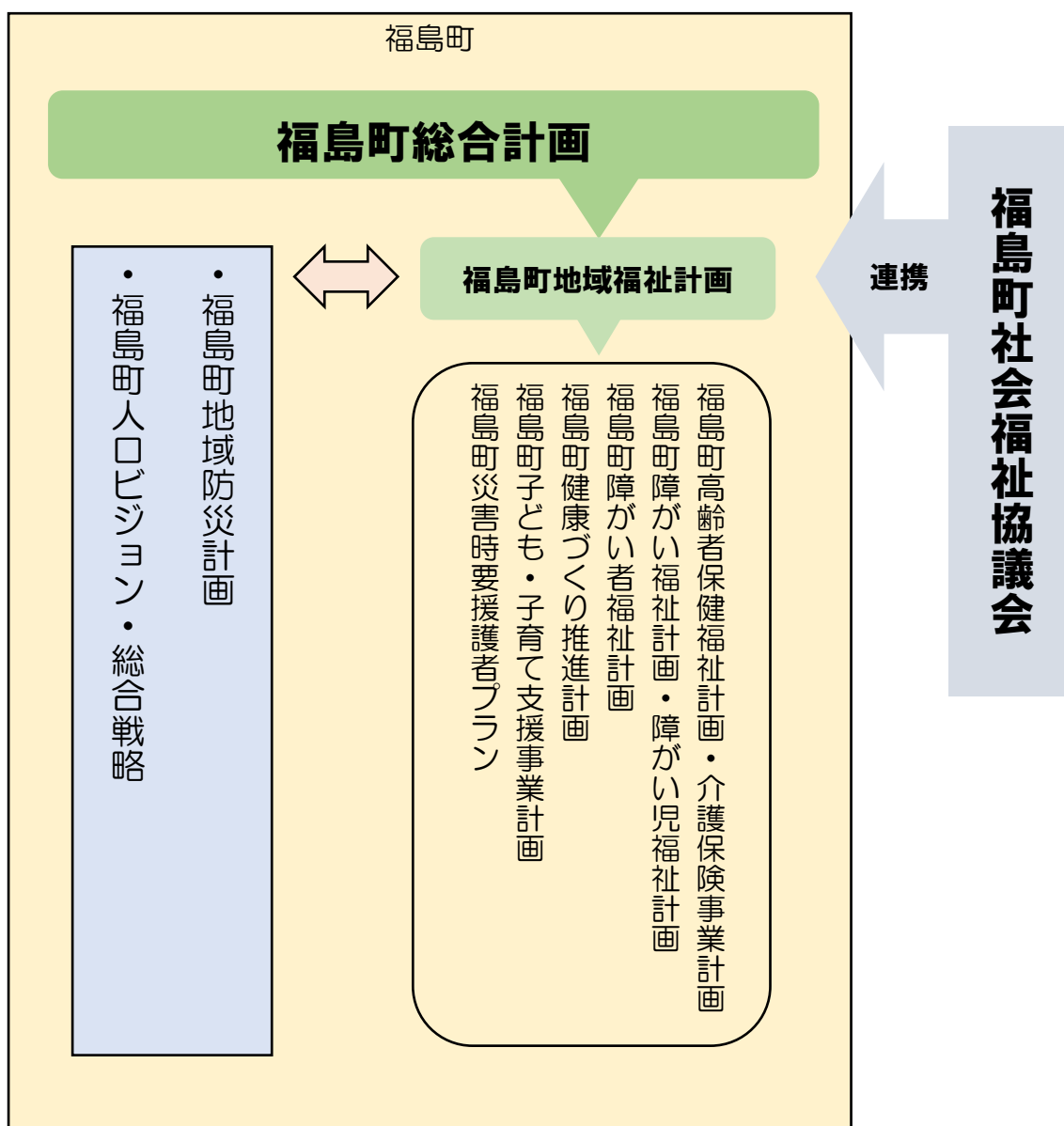
【計画の期間】



4 関連する計画

本計画は、福島町総合計画を上位計画とし、既存の関連諸計画との整合性を図った計画として位置付けています。

【地域福祉計画の位置付け（各計画との関係図）】



5 地域福祉とは

地域福祉とは

地域で暮らす人たちの「生活の困りごと」の解決や「生活に望むこと」の達成を目指す「取組」と「仕組」です。

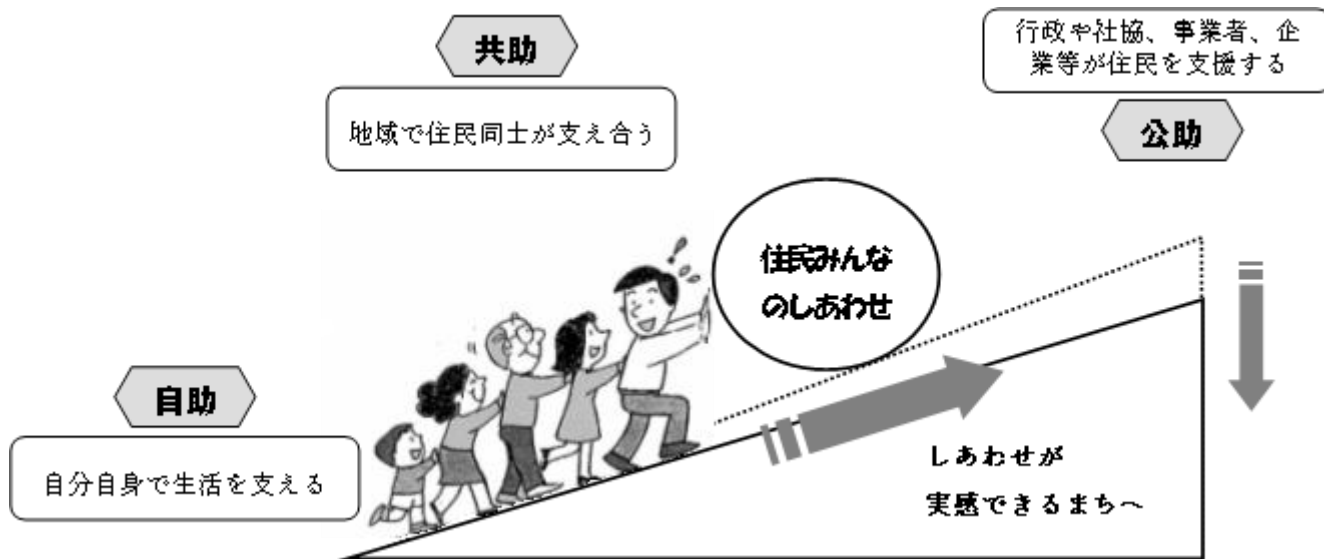
地域福祉の取組と仕組

地域福祉は、自分自身で生活を支える**自助**

地域で暮らす人たちが支え合う**共助**

行政（国・道・町など）や保健・福祉・医療の専門組織（社会福祉協議会、社会福祉法人、各種団体、病院など）が住民を支援する**公助**

の3つで成り立っています。

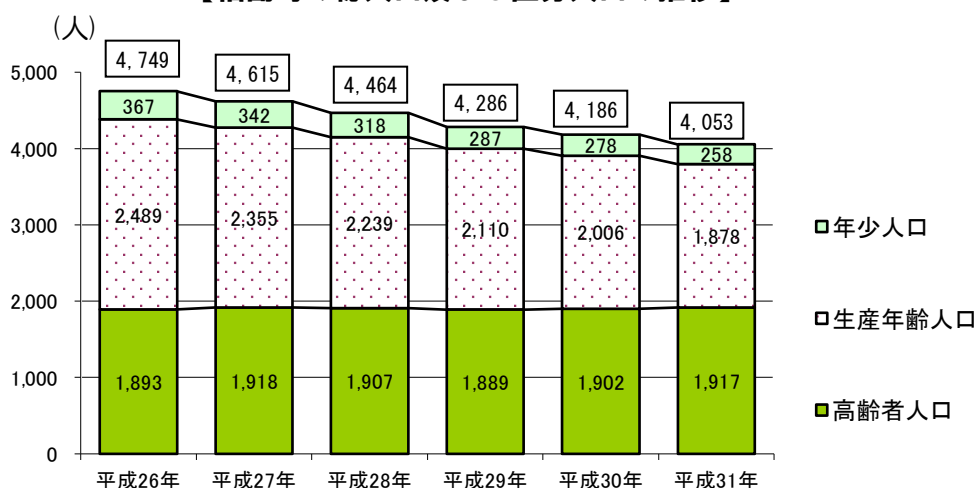


6 地域福祉推進にあたってのまちの現状

当町は高齢者の人口が5割近くになるまちです。

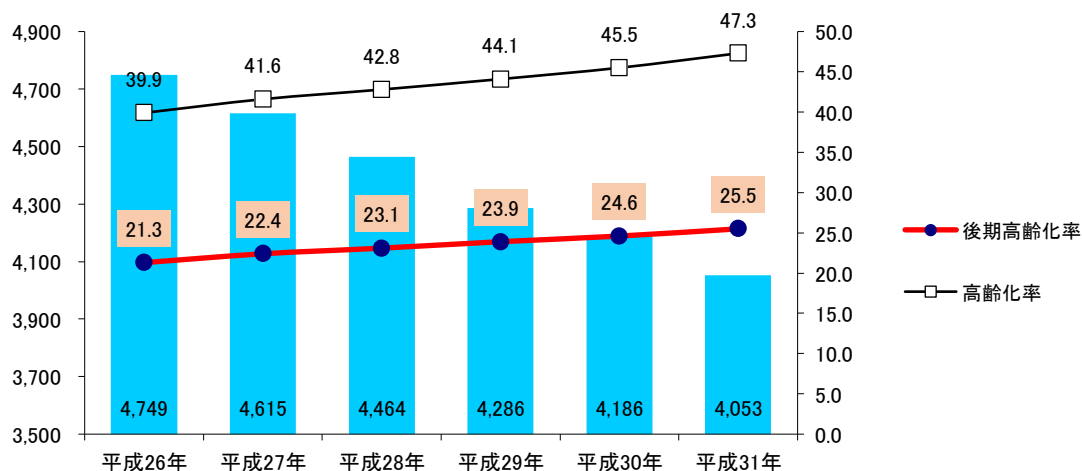
当町の総人口は、平成2年には8千人台、平成17年には5千人台、平成24年以降は4千人台で推移しており、平成26年以降、年少人口（15歳未満）は200～300人台、生産年齢人口（15～65歳未満）は2千人台で推移していましたが、平成31年には2千人を割り込んでいます。一方、高齢者人口（65歳以上）は1,900人前後で推移しており、少子高齢化が進んでいます。高齢化率は平成31年で47.3%、75歳以上の後期高齢者の割合（総人口に占める後期高齢者人口の割合）は25.5%となっております。

【福島町の総人口及び3区分人口の推移】



資料：住民基本台帳人口（各年3月末現在）

【福島町の高齢化率の推移】

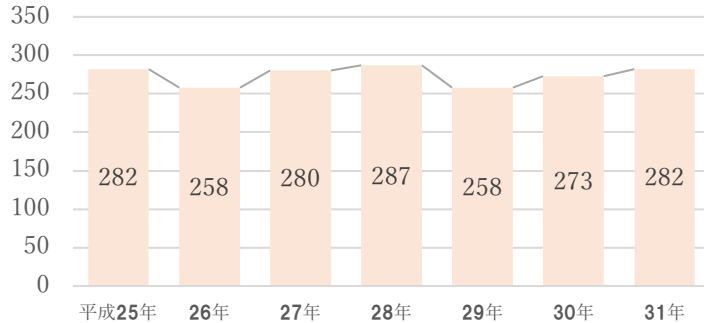


資料：住民基本台帳人口（各年3月末現在）

人口が減少しても、支援が必要な方はほぼ横ばいです。

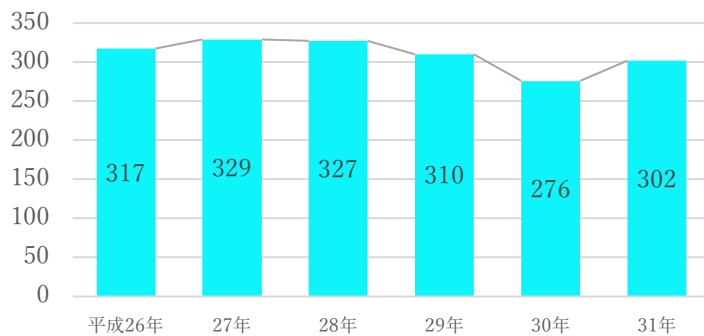
総人口が減少する中であって、当町では要支援者数はほぼ横ばいとなっています。

一人暮らし高齢者



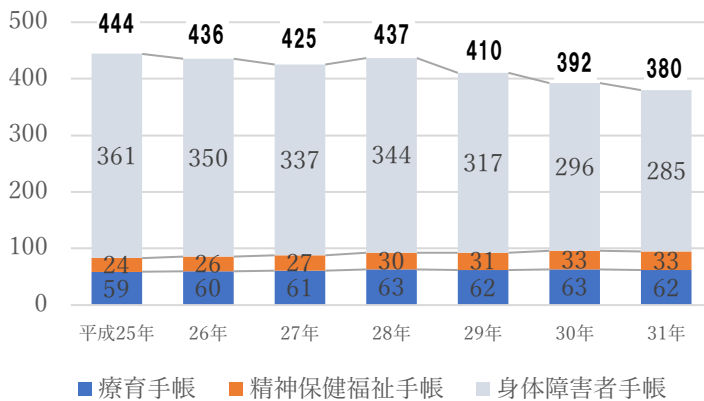
見守りや生活支援が必要な方が多い「一人暮らし高齢者」は概ね200人台で推移しています。平成31年では282人と総人口の7.0%に相当します。

要介護認定者



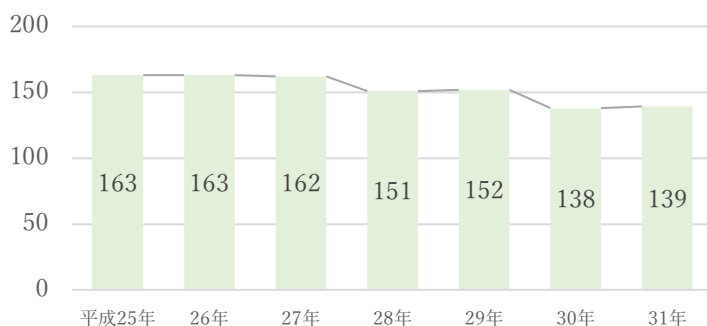
要介護認定者（介護が必要な方）は300人前後で推移しています。平成31年では302人と総人口の7.5%に相当します。

障害者手帳所持者



障害者手帳所持者（身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳）をもっている方は400人前後で推移しています。平成31年では380人と総人口の9.4%に相当します。

被生活保護人員



生活保護を受けている方は概ね100人台で推移しています。平成31年では139人と総人口の3.5%に相当します。

これからの福島町にあった福祉の体制づくりが必要です。

当町の総人口は、今後も減少が進むことが予想されます。しかし、人口に占める高齢化率は高くなることが見込まれており、少子高齢化の抑制は困難です。

また、高齢者の一人暮らし世帯や障害者手帳所持者など支援を必要とする要支援者の数は今後も一定数いることが予想されます。

福祉には、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など、個々のライフステージや心身の状況に応じて必要とする支援が異なり、その時々に応じてニーズが見直され時流に適した整備を進める必要があります

しかし、社会構造のめまぐるしい変化や生産年齢人口の減少により、地域や近所などで互いに助け合う「共助」の取組みが難しくなっています。

こういった状況の中で、これからの当町にあった福祉体制の構築に向けて、行政はもとより、住民一人ひとりが地域の課題を「我が事」として受け止め、それぞれの立場でできることを考え参画していくことが大切です。

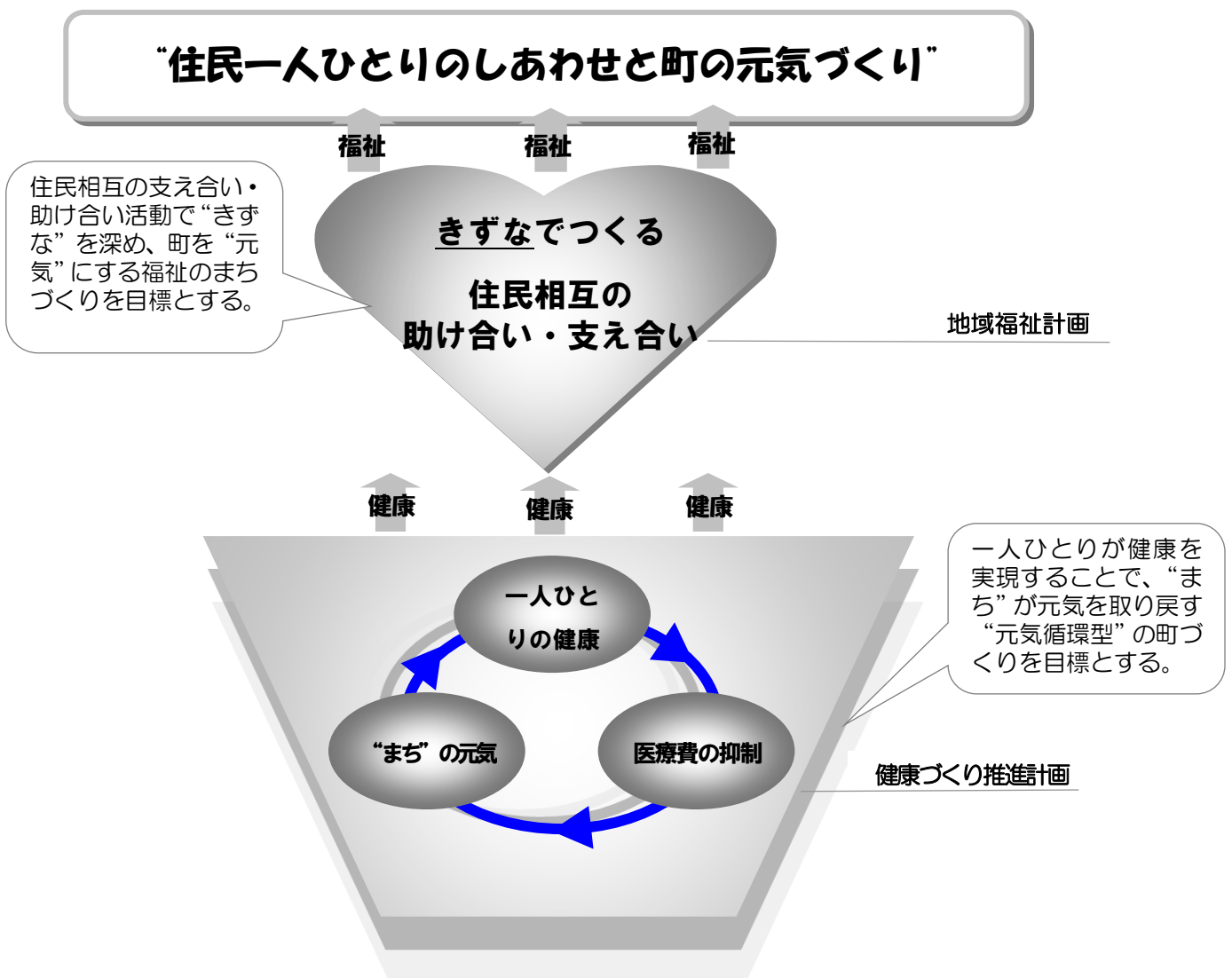
第2章 福島町の地域福祉推進の理念

1 福祉のまちづくりへの挑戦

当町では、がんなんかに負けない基本条例を制定し、一人ひとりの健康が“まち”を元気にするという基本理念をベースに、住民一人ひとりの健康を実現することで町の元気づくりに挑戦しております。健康づくりに続き、一人ひとりが福祉に目覚めることによって、すべての住民が支え合う資源となり、町を元気にする可能性を秘めているとの考えの下、地域福祉を推進してきました。

本計画は、一人ひとりのしあわせを実現するという大きな目標に向かって、自分の健康・支える人となるための健康づくりを進めながら、住民相互の支え合い・助け合い活動で“きずな”を深め、助けられる人のしあわせと助ける人の生きがいをつくり、そのしくみが町を“元気”にするという、福祉のまちづくりに挑戦するものです。

当町の福祉のまちづくりへの挑戦イメージ



2 地域福祉の基本的考え方

当町は、イカ釣り・養殖昆布などの水産業を基幹産業に発展してきましたが、青函トンネル工事終了後に急激な過疎化が進み、その後、トンネル工事による技術を取得したトンネルマンが全国各地で活躍することで町の経済が支えられてきました。しかし、少子高齢化による生産人口の減少に加え、近年は主産業の一つであるイカ、加工業の不振による基幹産業の停滞により、就労を望む方が都市部に流出するなど、人口は急激に減少している状況にあります。

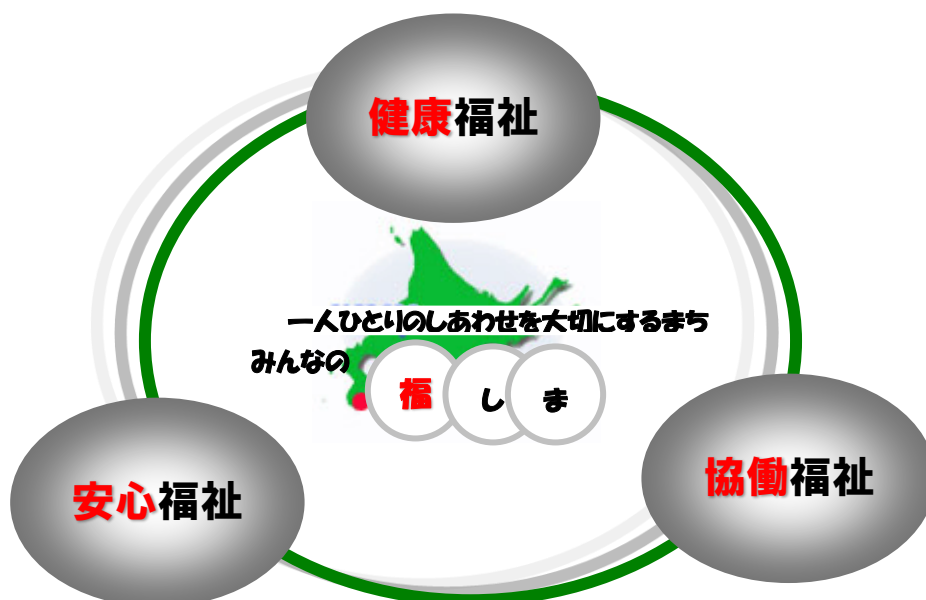
そういった中であって、住み慣れた地域で安心して自分らしく幸せに暮らしたいというのは、子どもや高齢の方、障がいがある方も、住民みんなの願いです。

本計画では、住民**みんながしあわせになる**まちをつくるため、一人ひとりの笑顔でつくる（**健康福祉**）、地域の支え合いでつくる（**協働福祉**）、思いやりの心でつくる（**安心福祉**）を基本方針と定め、一人ひとりの幸せを大事にするまちづくりの実現を目指します。

一人ひとりのしあわせを大切にするまち みんなの**福**しま

～しあわせ  ランド 福島～

“健康福祉・協働福祉・安心福祉”のまちづくりイメージ



3 施策の体系

施策の検討にあたっては、次の点について留意しています。

- 基本理念、施策体系は基本的に第1期及び第2期計画を踏襲していますが、地域福祉の理念の浸透を目指すため、基本目標1「みんなの元気が支えるまちづくり」の施策方針について、「支え合い」を最重要として位置づけました。
- 自助（住民が行うこと）、公助（地域や関係機関・町が協働すること）は第1期及び第2期計画における掲載内容を踏襲しています。これは第1期計画策定にあたって実施した、地域におけるワークショップや策定委員の話し合いを基本としているためです。

基本理念

基本目標

町の施策方針

一人ひとりのしあわせを大切に
するまち みんなの福
しま

1 みんなの元気が 支えるまちづくり

1 支え合い・健康

支え合いの中で健康になる

- 重点①：支え合いに参加しよう。
- 重点②：みんなで健康になろう。

2 みんなで 手をつなぐまちづくり

2 見守り・相談

すべての住民が尊重される

- 重点①：見守り活動を広げよう。
- 重点②：悩みはみんなで解決しよう。

3 みんなが 笑顔になるまちづくり

3 情報・安全安心

一人ひとりを大切にする

- 重点①：情報収集に上手になろう。
- 重点②：いざという時に備えよう。

第3章 地域福祉の進め方

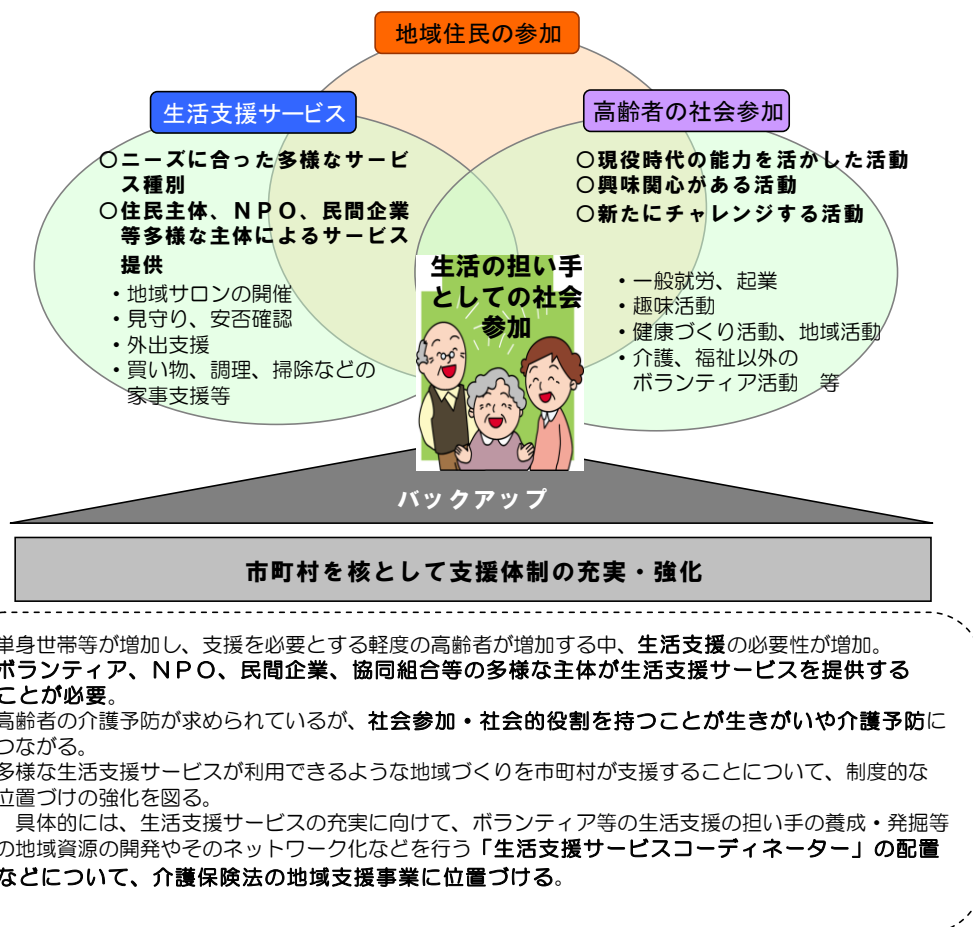
1 みんなの元気が支えるまちづくり(支え合い・健康)

(1) 支え合い

<現状と考え方>

支え合い活動の1つとしてサロン活動があります。いきいきサロンは、身近な場所で住民が交流する地域の拠点です。現在、当町には高齢者が交流するサロンが1か所、民生委員・児童委員、「福島町せわすき・せわやき隊」の支援による子育て家庭(親子)が参加するサロン「ゆりっこ広場」があります。このようなサロンなどの交流が広がることで、住民相互が地域で交流する機会が増えていくことが期待されます。

平成30年4月には新しい介護予防・日常生活支援総合事業として、高齢者の在宅生活を支えるための家事援助、サロンなどの生活支援サービスの提供を始めています。



<今後の取組>

重点①：支え合いに参加しよう

しっかり取り組みます。
(町が行うこと)



	事業	内容
1	研修会・講演会の開催	住民の支え合いの精神を学ぶ機会を積極的につくり、共助の考え方を普及します。
2	ふれあい・いきいきサロン活動の支援	ふれあい・いきいきサロン（住民が交流する地域の拠点）を支援していきます。
3	ボランティアの育成	庁内部署、町社協と連携し、ボランティアを希望する住民を支援します。
4	地域福祉活動の支援	住民が主体的に取り組む地域福祉活動（支え合い・助け合い）を支援します。
5	児童・生徒へのボランティア活動の推奨	児童・生徒が気軽にボランティア活動に参加できる環境の整備を検討するとともに、福祉への関心を高めることで、次代を担う地域福祉リーダーの育成に努めます。

みなさん、やってみましょう！
(住民が行うこと)



- ボランティア活動に関心をもちましょう。
- 積極的にボランティア活動に参加しましょう。
- ボランティア活動を通じて世代間交流をしましょう。

いっしょにやりましょう！



(地域や関係機関・町が協働すること)

- 傾聴ボランティアをはじめ誰もが経験できる活動を広めよう。
- 支援を希望すること、支援できることをアンケートや聞き取り調査などで把握しよう。
- ボランティア団体のネットワークをつくり、PRや協働を進めよう。
- ボランティア保険の加入について、わかりやすい説明をしていきます（社協）。
- 小中学生がボランティアを体験できるよう「児童・生徒のボランティア活動支援事業」に積極的に取り組みます（社協）。
- 当町に適したボランティアポイント制度を行政と一緒に調査研究していきます（社協）。
- 事業所も巻き込んでボランティアを普及していきます（社協）。

(2) 健康

<現状と考え方>

- ◇平成12年度に救急まつりでスタートした健康フェスティバルは、住民の健康を何とかしたいとの熱い思いが後押しになって、民間団体が実行委員会を組織し、大きなイベントに成長し、今年で第20回を迎えました。平成30年度には、それまで個別の計画として策定していた「健康増進計画」、「食育推進計画」を統合し、新たに「自殺対策計画」を加えて、「福島町健康づくり推進計画」（“健康横綱への挑戦プラン”）を策定し、生活習慣病の予防、がん対策、歯と口腔、身体活動・運動、たばこ・アルコール対策、健康的な食生活やライフステージに応じた食育に加え、睡眠とストレス等住民の主体的な健康づくりを支援しています。
- ◇データから見ると、福島町の悪性新生物（がん）の死亡率は、依然として増加傾向にあり、全国・全道の水準を上回っている状態です。脳血管疾患や心疾患も高い死亡率となっております。

保健所 市町村	死亡総数	結核	悪性 新生物	胃の悪性 新生物 (再掲)	糖尿病	心疾患 (高血圧 性を除く)	脳血管 疾患	肺炎	老衰	不慮の 事故	交通事故 (再掲)	自殺
全 道	1 162.1	1.0	360.0	39.5	13.7	173.9	92.6	109.5	63.7	31.1	3.9	17.5
函 館 市	1 388.0	0.4	432.0	49.2	19.5	175.2	94.3	166.8	79.8	29.4	1.5	17.2
渡島保健所	1 458.2	1.8	441.2	55.4	22.9	185.5	121.3	160.9	73.0	45.7	5.3	11.4
北 斗 市	1 218.7	-	348.2	47.9	15.2	141.5	93.6	163.2	60.9	37.0	2.2	8.7
松 前 町	2 151.9	-	632.9	56.3	84.4	309.4	225.0	168.8	42.2	28.1	-	28.1
福 島 町	2 576.8	-	945.6	189.1	70.9	401.9	236.4	189.1	70.9	94.6	47.3	-
(H24年)		-	516.5	41.3	20.7	206.6	186.0	186.0	62.0	62.0	41.3	20.7
知 内 町	1 331.9	21.8	371.2	43.7	-	196.5	87.3	109.2	87.3	87.3	-	21.8
木古内町	2 068.2	22.7	795.5	68.2	22.7	181.8	204.5	113.6	159.1	113.6	22.7	-
七 飯 町	1 271.9	-	360.8	39.3	17.9	132.2	92.9	160.8	92.9	42.9	3.6	14.3
鹿 部 町	1 484.2	-	340.6	48.7	-	316.3	219.0	170.3	-	48.7	-	-
森 町	1 740.3	-	584.4	71.4	26.0	259.7	136.4	168.8	77.9	39.0	6.5	13.0

資料：北海道保健統計

- ◇平成26年度に16.2%（317人）であった要介護認定者の出現率、平成31年度で15.6%（302人）となっています。ここ数年、認定率は横ばい若しくは微減しており、予防をすることで一定の成果が得られていると考えられます。
- ◇当町では、毎月、町内7か所で、筋力向上体操などの転倒予防のほか脳活性化体操や栄養指導・口腔指導などの介護予防をしています。
- ◇認定こども園福島保育所では、「食を営む力」の基礎を培うことを目標に保育所の食育推進計画を立案し、食を通じて健康な心と体を育てられるよう支援しています。食育教室で地元の食材を紹介し、食への関心を高めています。
- ◇平成27年度から、給食センターの栄養教諭と連携し、小学生を対象とした料理教室を開催しています。

<今後の取組>

重点②：みんなで健康になろう。

しっかり取り組みます。

(町が行うこと)



	事業	内容
1	がん予防対策の推進	がんなんかに負けない基本条例に基づく各種がん検診の受診勧奨や受動喫煙防止への啓発等、がんの予防・早期発見に向けた対策を推進します。
2	ふれあい教室の開催	各地区での巡回教室の実施により、高齢者の交流を図るとともに、生活機能の低下を防ぐため、体操や遊びとリハビリテーションを組み合わせた「遊びリテーション」・栄養・口腔・生活指導を行います。
3	ふれあいスポーツ大会の開催	レクリエーションを通じて高齢者の健康増進を図るとともに、子どもたちとの交流を推進します。
4	温泉健康保養センターの活用促進	温泉入浴の効果により健康増進を図る観点から高齢者に温泉優待券を配布するとともに、毎週金曜日に温泉デイサービスを実施します。また送迎バスを運行し、温泉の利用を容易にするとともに、外出や交流の機会をつくります。
5	食育の推進	健康フェスティバルでの試食提供や健康料理教室を開催し、地元の食材の普及とあわせ、食生活の関心を高めます。

みなさん、やってみましょう！

(住民が行うこと)



- 健康フェスティバルに参加しましょう。
- ABC 検診を初めとした各種がん検診を受診しましょう。
- まず、自分の体重を知ることから健康への関心を高めましょう。
- 気軽に楽しくウォーキングする仲間をつくりましょう。

いっしょにやりましょう！

(地域や関係機関・町が協働すること)



- 健康フェスティバルの企画を充実し、開催を継続しよう。
- 声を掛け合って、ウォーキング仲間を増やそう。

2 みんなで手をつなぐまちづくり(見守り・相談)

(1)見守り

<現状と考え方>

- ◇「生活と支え合いに関する調査」(平成31年4月公表 国立社会保障・人口問題研究所)によると、20歳代から50歳代の9割以上が「毎日」会話をしているとしています。一方、普段の会話頻度(電話での会話を含む)が「2週間に1回以下」となる人の割合は2.2%で、この内ひとり暮らしの65歳以上の男性では14.8%、女性で5.4%となっており、一人暮らしの高齢男性における社会的孤立が深刻といわれています。
- また、約7~8割の人が、「子どもの世話や看護」「重要な事柄の相談」「いざという時のお金の援助」「日頃のちょっとした手助け」等について頼れる「家族・親族」がいると回答している他方で、「日頃のちょっとした手助け」で「頼れる人がいない」という65歳以上の単独世帯が男性では30.1%、女性では9.1%存在しており、所得が低いほどその割合は高いとされています。
- ◇当町では、福島・吉岡郵便局(平成14年7月)、コープさっぽろ(平成24年1月)、道南うみ街信用金庫【旧江差信用金庫】(平成26年7月)、第一生命函館支社(平成27年10月)、函館地方道新会(平成27年11月)の6事業所との見守り協定を締結し、配達時等に高齢者等に異変があった場合は役場に連絡が来ることになっています。

<今後の取組>

重点①：見守り活動を広げよう。

しっかり取り組みます。
(町が行うこと)



	事業	内容
1	安心生活創造事業	独居世帯、老々世帯、障害・高齢者世帯、実質単身世帯を把握し、見守り、買い物等の生活支援を行うとともに、要支援者台帳を作成、関係機関と情報共有を進めます。
2	見守り協定の推進	地元企業との見守り協定により、配達時等に高齢者等に異変があった場合の情報提供等見守りを推進します。

みなさん、やってみましょう!

(住民が行うこと)



- 近所に見守り支援が必要な人がいないか考えてみましょう。
- 町内会など、地域の行事に積極的に参加しましょう。
- 教室や催し物に参加する時は、ご近所にも一声かけて誘い合しましょう。

いっしょにやりましょう!

(地域や関係機関・町が協働すること)



- 町内会、学校などが協力して、全町であいさつ運動を推進しよう。
- 「回覧板」を回す時に、一声かけることを推進しよう。
- 地域の団体で解決が難しい問題を抱えている人の状況に気づいた時は、役場や社会福祉協議会等に連絡しましょう。

(2)相談

<現状と考え方>

- ◇福祉サービスは、利用者が自ら安心して選択し、利用できることが重要です。そのため自分に合ったサービスを主体的に選択するための信頼できる情報が提供されるとともに、契約締結の支援、苦情処理、権利侵害の相談等、サービスの利用者を総合的にサポートする環境が整備される必要があります。
- ◇認知症高齢者や知的障がいのある人の中には、財産の管理や日常生活で生じる契約など、判断が求められる行為を行う時に不利益を被る人がいます。こうした人たちの権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業があります。後見人制度の利用は広がってきていますが、制度を知らない人もまだ多く、周知が必要です。
- ◇高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしく暮らし続けることができるよう、健康や福祉、介護などに関する相談を受けるなど、その人の身体状況に最も適したアドバイスを行う地域包括支援センターを町直営で運営しています。
- ◇身近な場所で、認定こども園や子育て支援事業等の情報提供、相談・助言等を行う「利用者支援事業」が法定化され、役場の相談業務が充実しています。
- ◇障がいがある人には、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行う障害者相談事業を行っています。
- ◇平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行されています。長引く景気低迷により当町においても被生活保護人員が一定程度で推移しており（P6参照）、自立支援が課題となっています。生活困窮者は母子世帯にも多く見られることから、子どもの貧困にも注視する必要があります。地域で状況を見守り、相談しやすい体制が求められています。

<今後の取組>

重点②：悩みはみんなて解決しよう。

しっかり取り組みます。

(町が行うこと)



	事業	内容
1	地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らし続けることができるよう、総合相談を行います。
2	子ども・子育て支援の充実	子どもとその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

	事業	内容
3	相談窓口の充実	障がい児・者をはじめ、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、障がい福祉サービスの利用に係る関係機関との連絡調整、サービス利用に必要な関係書類の作成等の支援を行います。
4	身近な相談体制の確保	民生委員・児童委員の活動をより強化するため、研修や情報提供等の充実を図り、その活動を支援していきます。
5	福祉サービスに関する苦情や意見等への対応強化	町社協、民生委員・児童委員、サービス提供事業者、道などの関係機関と協力して、福祉サービスに関する苦情等を把握し、改善していきます。
6	権利擁護の充実	認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などで身の回りのことや金銭管理などができず、判断能力が十分でない方への日常的な金銭管理等の支援を行う日常生活自立支援事業を実施するとともに、成年後見制度の利用を促進するために普及啓発を積極的に行い、申立費用の助成や町長申立てなどの支援を行います。

みなさん、やってみましょう！

(住民が行うこと)



- 思い悩まず、まずは相談しましょう。
- 家族や友人の様子の変化に気をつけましょう。
- 地域で困っている様子の方がいたら声をかけてみましょう。

いっしょにやりましょう！

(地域や関係機関・町が協働すること)



- より身近なところで気軽に相談できるよう相談を受ける人材を養成しよう。
- 地域の人のお世話によるいきいきサロンなどを開催し、気軽に集まっておしゃべりしよう。



日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）

認知症高齢者等、成年後見制度の対象とはならないまでも判断等の支援が必要な人を対象に、福祉サービスを利用するにあたっての必要な手続きや利用料の支払い、苦情解決制度の手続きなどを、本人との契約により助言・相談、代行、代理等の方法により援助します。



成年後見制度

自分で財産管理や介護等の契約行為が困難であったり、悪質商法の被害に遭う恐れがある人を法律的に保護する制度で、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。

法定後見制度は、判断能力の程度に応じ補助・保佐・後見の3段階に分かれ、医師の診断書を添えて本人や配偶者などの親族等が家庭裁判所に申立て、補助人等を選任してもらいます。身寄りがない人等については市町村長に成年後見の申立て権が与えられています。

任意後見制度は、本人が自ら選んだ任意後見人に対し、将来判断能力が不十分になった時の生活や財産管理等に関する事務の全部又は一部について代理権を付与する制度で、任意後見人と公正証書により任意後見契約を締結しておく制度です。

3 みんなが笑顔になるまちづくり(情報・安全安心)

(1)情報

<現状と考え方>

- ◇当町では月1回の広報誌発行のほか、回覧及び各戸配布を月3回行っています。また、聴覚障がい者など情報収集に支援が必要な方には手話通訳者の派遣を行っています。
- ◇平成28年4月には障害者差別解消法が施行されており、障がいのある人への情報の在り方に適切な配慮が求められています。

<今後の取組>

重点①：情報収集に上手になろう。

しっかり取り組みます。
(町が行うこと)



	事業	内容
1	情報提供の充実	広報ふくしま、防災無線、ガイドブック、町ホームページ、回覧板、チラシ等さまざまな手段を包括的に活用し、福祉制度やサービスに関する情報を住民にわかりやすく提供します。
2	意志疎通支援の充実	聴覚障がいなど意志疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者の派遣等によるコミュニケーション支援事業を行います。

みなさん、やってみましょう!
(住民が行うこと)



- 広報ふくしまや回覧、防災無線等で町の福祉等、地域に関する情報を定期的に確認しましょう。
- 大事な情報、役立つ情報は冷蔵庫など普段、目につくところに貼っておきましょう。

いっしょにやりましょう!



(地域や関係機関・町が協働すること)

- 広報誌「社協」の内容充実と読みやすさを工夫する。(社協)
- 有益な情報等を見た際は、地域で共有するため声かけを行いましょう。

■手話通訳や点字、音読などコミュニケーションを支援する人材を増やそう。

(2)安全安心

<現状と考え方>

◇高齢者、障がい者など災害時に支援を必要とする人の増加が見込まれる中、人口減少や高齢化によって地域の防災力が低下しています。国では、地震、津波、台風、洪水など自然災害の被害を少なくするために、まずは自分の身は自分で守る「自助」、地域や身近にいる人同士が助け合う「共助」が大切だとする“7つの備え”を呼びかけています。

(P24「減災のてびき」抜粋を参照)

◇当町では社協の広報誌により、安心生活創造事業内容（高齢者実態調査、安心サポート電話等）について周知しており、70歳以上を対象に実態調査を実施し、同意を得た方の台帳を作成しています。平成31年度現在600世帯が登録しており、平時の見守りと災害時の「災害時避難行動要支援者」台帳として活用しています。



災害対策基本法

第49条の10

「市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

◇児童虐待への対応については、平成12年11月に「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」が施行されました。また、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」（平成18年4月施行）に続き、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成24年10月に施行されました。異常を察知するよう地域の関心を高めることが必要です。

<今後の取組>

重点②：いざという時に備えよう。

しっかり取り組みます。
(町が行うこと)



	事業	内容
1	避難行動要支援者制度の推進	要支援者の情報について、関係機関（町内会等）と情報の共有を図るとともに、関係各課及び民生委員・児童委員等を通じて制度の周知を図り、要支援者が安心して地域での生活を送ることができるよう制度を推進します。
2	介護予防・生活支援サービスの充実	要支援者や予防対象者へ介護予防サービス、見守りや買い物支援などの生活支援サービスを総合的かつ一体的に行うことができる新たなサービスの実施に向けて、当町の実情にあった事業を推進します。
3	虐待防止対策の充実	子ども、高齢者、障がい者への虐待を防止するため、関係機関との連携を推進するとともに、住民の関心を高め、虐待が疑われる場合には通報の義務があることを周知します。
4	DV防止対策の充実	配偶者等からの暴力防止に向けて、情報提供、教育、被害者の安全確保、相談体制や自立支援など総合的な支援に取り組みます。

みなさん、やってみましょう！
(住民が行うこと)



- 避難に心配がある人は災害時要援護者名簿への登録を申し出ましょう。
- いざという時のために、緊急連絡先や必要な支援内容をあらかじめ整理し、家族で確認しましょう。
- 可能な限り防災訓練に参加しましょう。
- 日頃から近所の人とかかわりを持ちましょう。

いっしょにやりましょう!
(地域や関係機関・町が協働すること)



- 災害発生時、自力で避難困難な人がどこにいて、どのような支援が必要か検討しましょう。
- 日常的な見守りや各種サービスの利用を通じて災害時の体制をつくろう。
- 子どもを犯罪や危険から守るための「子ども110番の家」を推進しよう。
- 小学校の登下校時の防犯・見守り活動を推進しよう。
- 松前地区防犯協会福島支部が中心となって警察等と連携し、防犯の普及活動をしよう。



内閣府



内閣府平成21年3月改訂版

日ごろのちょっとした工夫・備え(気づき)で、災害被害を軽減

内閣府では、「やればできる！減災」をテーマに「今すぐできる7つの備え」を紹介しています。地震、津波、台風、洪水など、待たなしてやってくる自然災害に、地域みんなの力を合わせて立ちむかうために、私たちはどのような「備え」をすればよいのか、一緒に考え、行動してみましょう。

「7つの備え」は、以下の7つのポイントからなっています。

1. 自助、共助
2. 地域の危険を知る
3. 地震に強い家
4. 家具の固定
5. 日ごろからの備え
6. 家族で防災会議
7. 地域とのつながり

ここでは1、6、7をご紹介します。出典：内閣府

1. 自助、共助

災害は、いつどこにやってくるかわかりません。

平成7年1月17日、地震は起こらないと多くの人が思いこんでいた関西地方で、マグニチュード7.3の大規模地震による震災（阪神・淡路大震災）が発生しました。

大地震や豪雨などの自然現象は、人間の力ではくい止めることはできませんが、災害による被害は、わたしたちの日ごろの努力によって減らすことが可能です。

行政による「公助」はいうまでもありませんが、自分の身は自分で守る「自助」、地域や身近にいる人どうしが助け合う「共助」こそが、災害による被害を少なくするための大きな力となります。ただし、身のまわりの人を助けるには、まず自分自身が無事でなければなりません。「自助」があつての「共助」です。

災害が起きてからでは間に合いません。ふだんできていないことを災害時に行うことはできません。平時から、「自分でできること」、「家族でできること」、「ご近所と力を合わせてできること」などについて考え、いつくるかわからない災害に備えておくことが大切です

6. 家族で防災会議

わたしの安心、家族の安心

災害は、家族がそろっている時に発生するとは限らず、家族がバラバラにいる時に起きる可能性もあります。

万一被災した場合には、自分の身の安全を真っ先に家族や知人に知らせること、自分の方から情報を発信することが大切です。家族の無事が確認できれば、安心して救援活動に参加することもできます。

安否確認には、災害用伝言ダイヤル171などのサービスを活用しましょう。また、安否を連絡する遠くの親戚や知人等を、家族であらかじめ決めておくことも有効です。

あなたの無事を伝えましょう

災害発生時には、被災地の外から被災地に向けては電話をしないように、みんなで心がけましょう。

大事なものは、被災地側から、無事を伝えることです。

無事の知らせは、『被災地の外側』でリレーで伝えるようにしましょう。

どの連絡方法を利用するかを家族みんなで決めて、使い方を覚えておきましょう。

7. 地域とのつながり

私たちはお年寄りや障害のある方など※を支援するために何ができるのでしょうか？

阪神・淡路大震災で、家の下敷きになった人々の多くを助け出したのは、家族や近所の人たちでした。

大規模災害時の救助や避難などには、ふだんの近所つきあいが力を発揮します。

また、お年寄りや障害のある方など災害に弱い方々の立場にたった心配りが大切になります。

※このような方を「災害時要援護者」ということもあります。

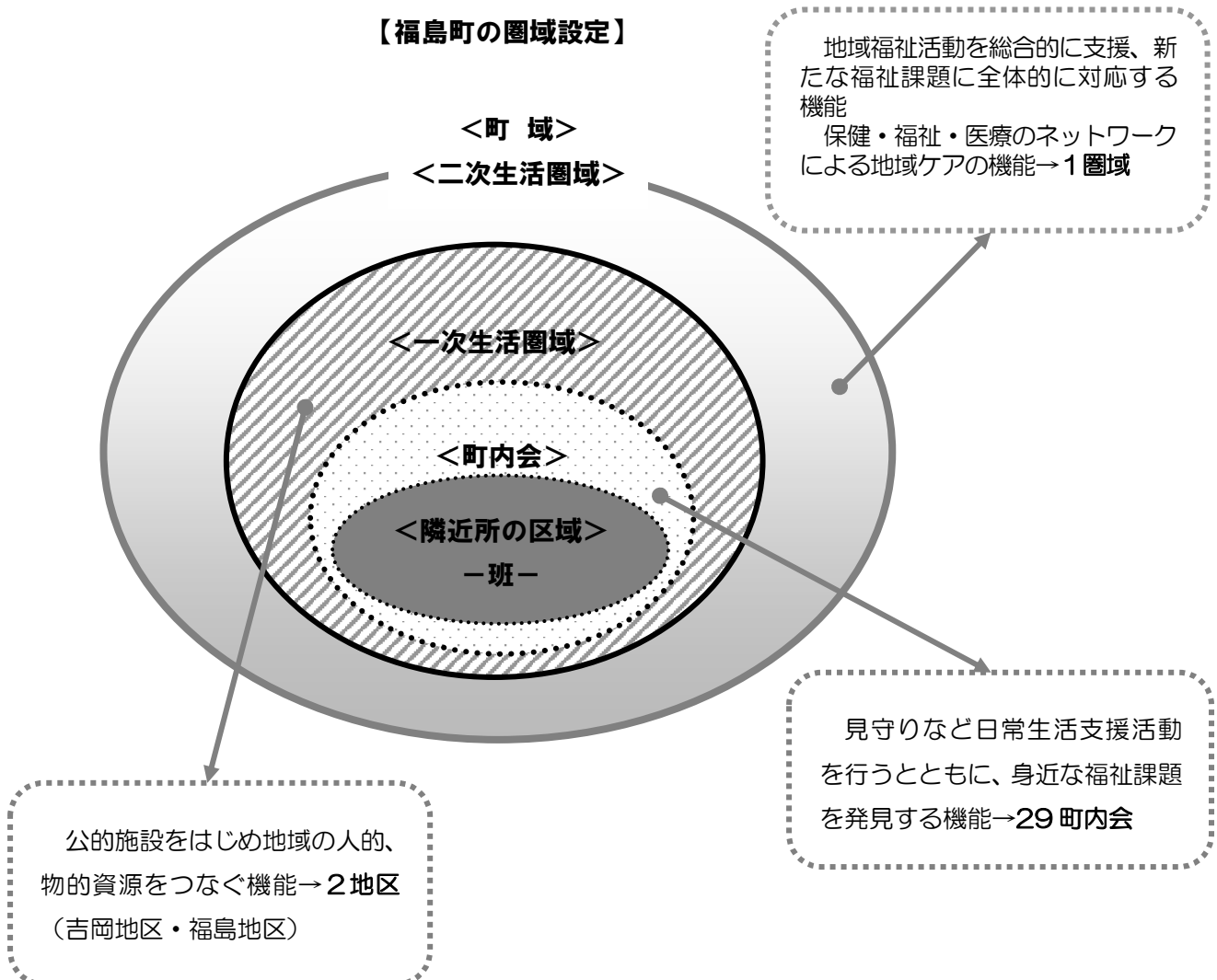
町内会や自治会が中心となって開催される行事で、地域の防災に関する取り組みを知ることができます。また、参加型の防災訓練では、安否確認や救出・救護、炊き出しや避難訓練、避難所生活などを体験できます。

第4章 計画の推進

1 地域福祉推進のための圏域設定

支援を必要とする住民へのサービスの提供や住民を主体とする地域福祉を推進していくためには、施設配置や人材などの社会資源をいかにネットワーク化していくかが問われています。

住民の誰もが住み慣れた地域の中で、如何に安心して暮らし続けられるかを第一義に、当町の実情に即して、吉岡地区・福島地区を「一次生活圏域」に設定するとともに、次のような圏域設定により、活動を支援する環境づくりを進めていきます。



2 地域福祉への参加

この計画は、住民と町内会、行政、民間の福祉サービス事業者等がそれぞれの役割を認識し、一体的に協働で取り組むべきもので、わたしたち一人ひとりが地域のことに関心を持ち、地域福祉の活動に積極的に参加していくことが必要です。地域で活動している団体や行政が、計画の中に盛り込まれた「今後の取組」を踏まえて、地域福祉の推進に積極的にかかわることが大切です。

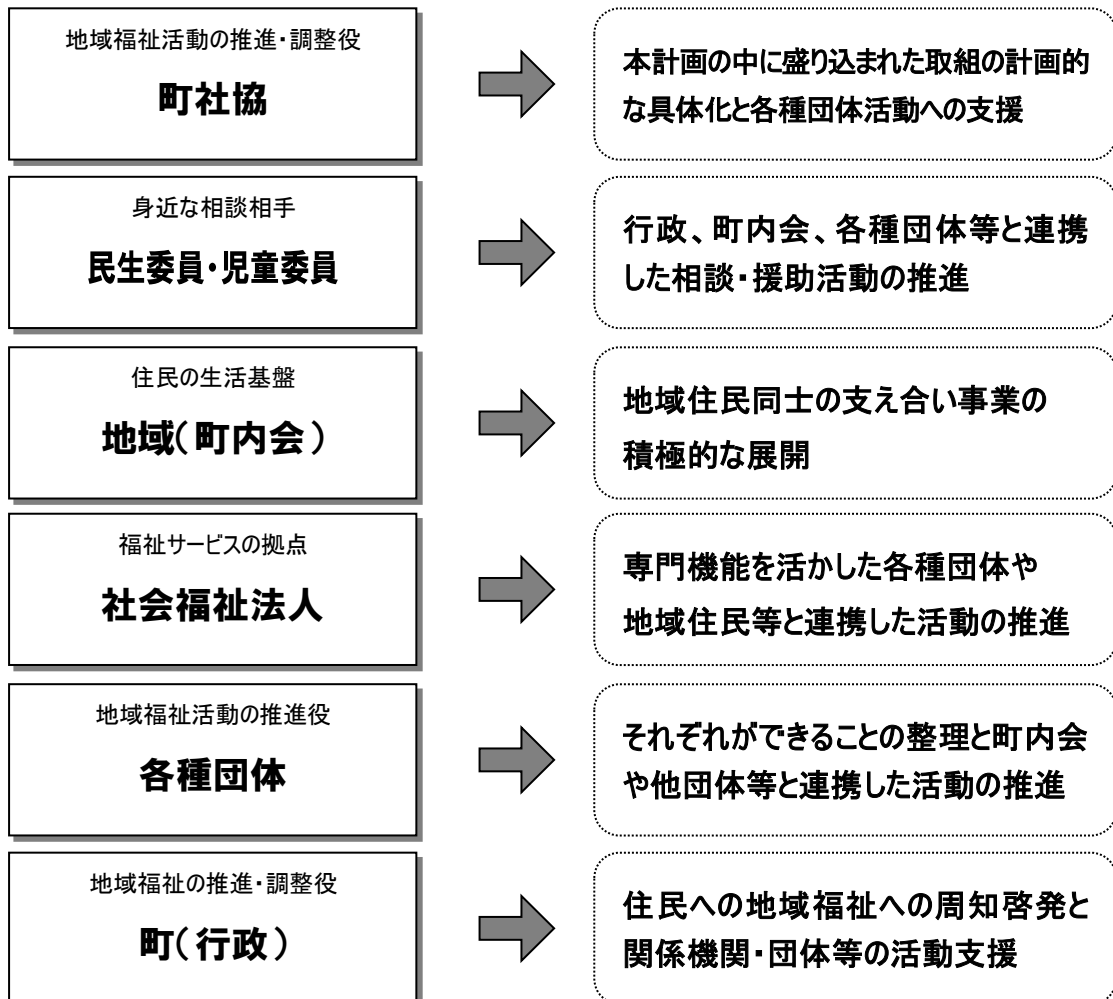
この計画を推進するためには、次のような役割分担で、各々が何をなすべきか、何が出来るのかを互いに話し合い、出来ることから着実に取り組んでいきます。



住民一人ひとりの役割



- 身近に困っている人がいたら、自分にできることを考え、行動する。
- 自分の町内会や身近な民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの活動に関心を持ち、活動に協力する。
- 困っている人への支援の仲間をつくったり、地域の活動に加わったりする。



3 地域福祉の推進・調整

この計画の推進・調整の役割を担う福島町社会福祉協議会と行政は、次のようなことを行います。

□ 福島町社会福祉協議会

町社協は、地域の様々な団体で構成され、従来から地域住民を主体とした住民参加により、福祉のまちづくり活動を推進するとともに、行政からの公的な福祉事業を積極的に受託するなど、公共性の高い民間の非営利組織として活動してきた実績があります。

これらの実績を踏まえ、この計画の推進・調整役の一つとして、町社協は住民の福祉ニーズをしっかりと把握することを前提に、「一人ひとりのしあわせを大切にするまち みんなの福しま～しあわせ 愛ランド ふくしま～」を目指し、「様々な問題を抱えた人を見過ごすことなく、住民が地域で安心した生活ができるよう、一人ひとりの生活を総合的に支援していく」ための実践活動を推進し、地域における地域福祉活動の先導役を果たしてまいります。

□ 行政（町）

地域福祉の推進にあたっては、住民や関係団体等の自主的な取組が大切です。

町は住民や関係団体等の自主性を尊重しつつ、様々な形で協力するとともに、必要に応じて推進・調整を図っていきます。

また、町が主体となって取り組むべき施策を推進するにあたっては、庁内の福祉・保健・企画・教育・人権・防災・建設・情報部門など、部署や組織の枠を超え、施策の検討・調整を行うとともに、国・道と広域的な連携を図りながら住民や関係団体等と共同で地域福祉を推進します。

4 計画・取組の周知

この計画は、広報ふくしまや町ホームページに掲載し、広く住民に周知します。

また、計画に基づいて行われる住民主体の福祉活動や団体による地域福祉の取組についても広報ふくしまや町ホームページを通じて紹介していきます。

5 地域福祉の進み具合の評価

この計画の進捗状況は、毎年、「福島町安心生活創造事業推進及び地域福祉計画策定委員会」が評価し、適切な提言を行うとともに、結果を公表します。また、この計画に盛り込まれた取組が着実に実践されるよう、実施計画の作成についても町社協と検討していきます。

資料編

1 策定経過

日時		各種会議等	概要
令和2年	2月7日	策定委員会開催	【主な議事】 ・計画案について
	2月10日 ～ 2月25日	パブリックコメント	計画（案）について意見を募集
	2月18日	経済福祉常任委員会	【概要】 ・計画案について報告
	3月9日	3月会議	

2 安心生活創造事業推進及び地域福祉計画策定委員会委員名簿

順不同・敬称略

団体名		役職	指名
保健、医療関係者	福島町三師会	会長	上嶋 秀司
社会福祉関係者	社会福祉法人福島幸愛会	園長	鳴海 孝一
//	民生委員協議会	委員	沢田 雄一
//	主任児童委員	児童委員	岡 要樹
//	福島町身体障害者福祉協会	常任理事	小林 佳子
//	町内会連合会	会長	住吉 健一
//	//	副会長	原田 恵悦
//	社会福祉法人福島町社会福祉協議会	会長	丁子谷 雅男
地域活動団体等関係者	福島町商工会	会長	石岡 眞
//	ボランティアサークルひまわり会	会長	堀 繁子
//	ちょっとボランティアの会	会長	川合 正子
公募町民	公募委員		金沢 富士子

3 設置要綱

(設置)

第1条 国と市町村が協働で推進する安心生活創造事業（以下「事業」という。）の円滑な運営と社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく福島町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、福島町安心生活創造事業推進及び地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 事業の推進に関すること。
- (2) 計画の策定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 保健、医療関係者
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 地域活動団体等関係者
- (4) 公募町民
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、事業終了及び計画の策定の日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときには、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要あると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域福祉を所管する課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

福島町第3期地域福祉計画

～しあわせ  ランド ふくしま～



令和2年3月発行

発行・編集 福島町福祉課
住 所 〒049-1392
北海道松前郡福島町字福島820番地
電 話 0139-47-3001 (代表)・4682 (直通)
F A X 0139-47-4406・4504
E-MAIL fukushi-g@town.fukushima.hokkaido.jp
U R L <http://www.town.fukushima.hokkaido.jp/>